

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第三十八號

肥料取締法施行規則第十四條第一項ノ規定ニ依リ肥料取締法第四條ノ規定ノ保證書添付スキキ肥料左ノ通指定ス

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 アミノ酸粕
- 二 窒素燐酸含有耐火劑製造廢渣
- 三 紡績廢渣蠶蛹屑
- 四 肥料掃寄 (荷粉)
- 五 セメントダスト
- 六 醬油粕
- 七 灰 類
- 八 魚煮出粕
- 九 植入魚煮出粕

昭和十七年七月十日
第一千三百四十九號

全曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

- 一〇 罌子桐油粕
- 一一 珈琲粕

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年十一月鳥取縣令第四十七號、昭和十六年二月鳥取縣令第五號ハ之ヲ廢止ス

告 示

鳥取縣告示第四百四十七號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ鳥取縣副業協會ノ地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合ノ名稱及地區
- (イ) 名 稱 鳥取縣副業協會
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ副業品ノ製造又ハ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名 規 格 單位 最高販 備考
直徑 編封重量 賣價格 考
編笠 一尺六 六ヶ所 四〇匁以 一枚 〇、三二 本縣産
寸以上

(一) 本表價格ハ鳥取縣副業協會ノ検査ニ合格シタルモノ、價格トシ検査ヲ受ケザルモノ及不合格品ハ本表價格ノ二割下ゲトス

(二) 本表價格ハ賣主匪先又ハ店先渡價格トシ包裝費荷造費ヲ含ミタル價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十七年七月十日

四 認可ニ付シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第四百四十八號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年五月十五日限り廢止ノ件認可セリ

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之
名 稱 位 置 設置者

鳥取縣東伯郡倉吉町 東伯郡倉吉町明倫國 倉吉町
實踐女學校 民學校ニ併設

鳥取縣告示第四百四十九號

左記墓地ハ今回整理ノ爲改葬ヲ要スルモ縁故者不明ノ趣ニ付有縁者ハ左記期日迄ニ直接管理者ヘ申出ラルベク若シ右期日迄ニ何等ノ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜措置セラルベシ

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 墓地所在地

靜岡縣田方郡伊東町松原寺山 六九五
七〇〇番地

二 墳墓數 五十一基

三 改葬先

四 管 理 者

靜岡縣田方郡伊東町松原一七八番地

松原區長 御 木 禮 作

五 申出期日 昭和十七年七月十五日

一 墓地所在地

北海道松前郡大澤村大字荒谷村字荒谷 二二七番地
百三十番地

二 管 理 者 松前郡大澤村長 小野寺金助

三 申出期日 昭和十七年八月十日

鳥取縣告示第四百五十號

昭和十七年六月二十六日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度鳥取縣議入議出追加更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十七年度鳥取縣議入議出追加更正豫算 △印減高

第七款	經 常 部	
第二項	入	二、二九二
	手 數 料	二、二九二
	數 料	二、二九二

第八款	國庫下渡金	一三、五〇〇
第三項	義務教育費下渡金	一三、五〇〇
歲入經常部計	臨 時 部	一五、七九二

第一 款 綠 越 金

第一項 前年度綠越金 五四、〇一九

第二項 國庫補助金 二〇七、七四五

第三項 統計費補助金 三八二

第四項 土木費補助金 二六、〇〇〇

第五項 教育費補助金 三、四九六

第六項 勸業費補助金 一五三、四八七

第七項 社會事業費補助金 三、三四〇

第八項 時局事務補助金 八、五四〇

第九項 自治振興費補助金 一一、五〇〇

第十款 寄 附 金

第一項 土木費寄附金 二一、八四四

第二項 勸業費寄附金 二、四六八

第三款 縣 債

第一項 縣 債 二二二、七〇〇

歲入臨時部計 四〇六、三〇八

00751

歲入合計	四三三、一〇〇	第十八款 縣稅取扱費	三一、一七八
歲出		第十九款 縣稅出張所費	三一、四六六
第一款 神社費	四四	第二十款 雜費	二八八
第二款 神社費	三四	第二十一款 地方事務所費	五六、七七七
第三款 供進金	一〇	第一項 俸給諸給	三九、二九五
第四款 縣職員費	四、一三一	第二項 所費	一七、四八二
第五款 縣給諸給	一、一三三	歲出經常部計	九四、二六三
第六款 國民學校職員費	二七、〇〇〇	臨時部	
第七款 職員俸給費	二七、〇〇〇	第一款 土木費	八二、七六〇
第八款 勸業費	三五、三三九	第一項 土木建築監督吏員費	二、二九二
第九款 農事試驗場費	七、五七二	第二項 治水調查費	二、四六八
第十款 農檢定所費	一〇、一二〇	第三項 災害防除施設費	七八、〇〇〇
第十一款 水產試驗場費	一一、一一七	第四款 教育費	三、一四六
第十二款 產業獎勵費	六、五三〇	第一項 師範學校費	三、一四六
第十三款 社會教育費	三五〇	第二項 災害防止林業施設費	五、七〇一
第十四款 社會教育諸費	三五〇	第三項 防潮林造成費	三、二六一
第十五款 社會教育諸費	三五〇	第四項 防雪防止林造成費	八、九四二
第十六款 財產費	一、八〇〇	第五項 農地造成改良事業費	三四、二〇二
第十七款 管理費	一、八〇〇	第六項 開墾助成事業費	一七、七五二

00752

第三十四款 早害地方農用公共施設新設改良事業費	四、〇九二	第一項 志願者ノ資格	
第三十五款 其ノ他農地改良施設事業費	一一、三五八	(一) 年 齡	計 算 期 日
第三十六款 土木費負擔本年度支出額	一一、〇〇〇	(二) 學 歷	昭和十七年十二月
第三十七款 砂防事業費負擔本年度支出額	一一、〇〇〇	(三) 學 力	昭和十七年十二月
第四十款 變費	二〇二、〇三四		昭和十七年七月十日
第四十一款 縣職員費	一一、二二〇		鳥取縣知事 土 肥 米 之
第四十二款 勸業費	一七、一七四		
第四十三款 時局國民運動費	一一、六四〇		
第四十四款 雜出	七、〇三六		
第四十五款 過年度追拂	五、八六八		
第四十六款 過年度返納金	一、一六八		
第四十七款 十六年水害復舊耕地事業費本年度支出額	五二、九四二		
第四十八款 十六年水害復舊耕地事業費本年度支出額	五二、九四二		
第四十九款 十六年水害復舊耕地事業費本年度支出額	五二、九四二		
第五十款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		
第五十一款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		
第五十二款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		
第五十三款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		
第五十四款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		
第五十五款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		
第五十六款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		
第五十七款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		
第五十八款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		
第五十九款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		
第六十款 十六年起自作農創設未墾地開墾事業費本年度支出額	三三、九〇〇		

鳥取縣告示第四百五十二號

昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ昭和十七年後期甲種飛行豫科練習生左ノ通徵募セラル

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一 志願者ノ資格

(一) 年 齡

計 算 期 日

昭和十七年十二月

一日現在

十六歲以上

至大正十五年十二月二日

自大正十一年十二月三日

至大正十五年十二月二日

(二) 學 歷

制限ナシ

(三) 學 力

中學校第三學年修了程度トス

第二 志願ノ手續

志願者ハ左ノ書類ヲ昭和十七年八月五日迄ニ到達スル如ク市町村長經由知事ニ提出スベシ

(一) 海軍甲種飛行豫科練習生志願書(別紙様式)

(二) 寫眞二葉

志願書提出前六月以内ニ撮影シタル半身脱帽手型厚臺紙付(覆裝ナキモノ)ニシテ表面除白ニ本籍地氏名(氏名ニハ振假名ヲ附ス)ヲ自書シタルモノ

市町村長志願書ヲ受理シタルトキハ本人ノ最終修學ノ學校長ヨリ甲種飛行豫科練習生所見表ヲ檢シ願書ニ添付スベシ

第三 徵募検査

(一) 第一次検査

項目 検査所 検査區域 検査期日及開始時刻 試験科目

身体検査

鳥取市

鳥取縣

昭和十七年八月十三日午前八時

昭和三十七年八月十四日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

學力試験

鳥取第一中學校

鳥取縣

昭和三十七年八月十四日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

昭和三十七年八月十五日午前八時

(二) 第二次検査

検査期日 場所

昭和十七年九月上旬 岩國海軍航空隊

第四、採用者入隊期日及場所

入隊期日 場所

昭和十七年十月一日 土浦海軍航空隊 採用通知 九月下旬

第五 受檢者ノ注意

(一) 志願者ハ検査開始時刻ノ三十分前迄ニ検査所ニ參集スベシ

(二) 検査前日ハ必ズ入浴シ身体ヲ清潔ニスルト共ニ充分安眠スベシ

(三) 筆食、鉛筆、ナイフ、消ゴム、風呂敷ヲ携帯スベシ

(四) 國民學校初等科六年以上ノ通信簿、青年學校手帳、中等學校學籍簿若ハ之ニ準ズルモノ又ハ學業ニ關スル書類等ヲ持參スベシ

様式

海軍甲種飛行豫科練習生志願書

本籍地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地

現居住地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地(何某方)

戸主 何某 何々

氏 名

(右側ニ假名ヲ附ス)

大正 年 月 日生

一、修學程度 (何立何中學校第何年在學中若ハ修了又ハ國民

一、現 職 業 (學校高等科修了)

一、現居住地ニ移轉年月 昭和 年 月 (志願書提出前六ヶ月

以內ニ移轉シタルモノニ就キ記入ス)

右甲種飛行豫科練習生ヲ志願致度此段出願候也

昭和十七年 月 日

本人 氏 名

現住地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地

戶 主 氏 名

(親權者又ハ後見人)

鳥取縣知事 土肥 米 之殿

鳥取縣告示第四百五十三號

昭和十七年六月二十六日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱 逢坂村國民健康保險組合

二 事務所ノ所在地 氣高郡逢坂村大字山宮參百六拾七番地四

三 組ノ地區 氣高郡逢坂村

鳥取縣告示第四百五十四號

西伯郡 境町

町長 山 本

亮

右之者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一名 稱 境海水浴場

二 所在地 西伯郡境町岬町地内

三 開設期間 自七月十日至九月十日

鳥取縣告示第四百五十五號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本籍 鳥取縣西伯郡幡鄉村大字大殿一〇六四番地

住所 同 上

昭和十七年七月三日登錄 第八六八號

組 藤 は る

大正四年五月四日生

00755

鳥取縣告示第四百五十六號

家畜傳染病預防法第七條ニ依リ「トクコモナス」ニ因ル牛ノ傳染性流産預防ノ爲メ左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並不妊ノモノ(分娩セシモノ及未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牝牛ノ檢診左記ノ通施行ス但檢診合格證有効期間内ノモノヲ除ク

依テ該牛所有者又ハ管理者ハ種付證明書及檢診合格證ヲ携帯ノ上指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土肥米之

Table with columns: 檢診月日, 檢診場所, 牽付區域, 牽付時刻, 同十七日, 同十八日, 同十九日, 同二十日, 同二十一日, 同二十二日, 同二十三日, 同二十四日, 同二十五日, 同二十六日, 同二十七日, 同二十八日, 同二十九日, 同三十日. Rows list various locations like 西伯郡大國村, 同郡名和村, etc.

00756

彙報

不遇者を保護せよ

一 方面事業資金募集

(社會課)

決戦態勢下必要物資の統制其の他經濟的事情の變化に伴ひ庶民生活に及ぼす影響は次第に複雑多岐となり、扶掖を要する者、困窮を訴へる者等續出の傾向にあること、洵に遺憾な次第であつて之等の人達もよく國策を休し緊張を續けて此の時局を乗切らんとしてゐるのであるが、事變が長期に亘るに従ひ此の問題も決して忽諾に附することは出来ない。

之等不遇者を保護するための方面事業が、大正五年長くも、大正天皇の御創意に依り岡山縣に濟生顧問として創始され、次いで大正七年大阪府に現在の方面委員制度が實施せられてから二十數年になるのであるが、其の間の普及は實に目覺しく全國で八萬一千人に及び、本縣でも五百余人の方面委員が終始黙々として國民生活安定のために熱と涙の奉仕を捧げ來つてゐるのである。

殊に産業以來斯業は一段と重要性を加へ、愈々全面的に之が機能の發揮を要するに至つたのであつて、要扶掖層の生活保護は勿論のこと、軍事授護についても其の第一線に立つて不斷の努力を續け、而も無報酬と云ふ法悦に浸り、敢へて名を求めず利を追はず國家に盡してゐるのである。

勿論國に於ても之等不遇者の保護は軍事授護と相俟つて其の萬全を期してゐるのではあるが、其の對象が六十五歳以上の老弱者、十二歳以下の幼者、分娩前後四週間以内の産婦、不具廢失者、一歳以下の乳兒の哺育に必要ある場合の母となつてゐる結果、之等の條件に合はないことに依つて處遇に洩れる者が多數にあるので、此處に方面委員の何物にも捉はれないところの良心的積極的任意救護が必要となつて來るのである。

併し方面委員が如何に方面精神を体得し隣保相扶の熱情に驅られても、赤手空拳を以てしては到底其の實効を收めることは出来ないであつて、背後に豊富な兵站があつてこそ初めて之が眞價を遺憾なく發揮することが出来るのである。

此處に於て縣では昭和十三年三月鳥取縣方面委員聯盟を結成して方面精神を昂揚すると共に、縣下方面委員の聯絡統制を圖り、以て斯業の發達に資し委員の活動を側面より物質的に援助し來つたのであるが、本縣下二萬余の埋れた人々の生活不安を除き其の

00757

所を得しめて自力向上の途を興へ國運の伸張に寄與せしめんがため、今回更に次の如き要綱に依つて五萬圓を目標に事業資金の造成を圖ることとなつたので、切に各位の積極的支援を望む次第である。

一 資金の募集方法

- イ 募集額の割當は各郡市支部に概算割をなすので、各郡市支部は町村の實情に應じて更に割當てること
- ロ 市町村に於ては當局及び方面委員協力して資金の募集に當ること
- ハ 其他募集に關する金錢の經理方法は最も適正な取扱をなすこと

二 資金の使途

- イ 募集額の三割を以て方面事業後援機關を設置し本事業の積極的援助をなさしめること
- 既に方面事業後援會、社會事業後援會又は隣保協會等を設置して事業を實施しつゝある市町村は、其の事業の強化を圖ると共に必ず任意的保護を徹底強化せしめるための資金に充當すること
- 聯盟では資金募集額の六割を以て縣方面委員聯盟の擴充強化を圖ると共に次の事業を行ふ

- 1 任意的保護の強化徹底を期するため各市町村に於て實施する任意的保護に對し其の費用の二分の一を補助する
- 2 方面事業の趣旨を縣民に普及徹底するため講習、講演、懇談並に映画會等を開催及び關係圖書を刊行する
- 3 方面事業の健全な進展を圖るため方面委員並に關係者の鍊成會實務訓練會を開催して時局に即應せる保護指導の要諦を究める
- 4 國民生活の安定と改善刷新並に保健向上、人的資源の増強に關し調査研究を行ひ之が積極的指導の用途を講ずる
- 5 募集総額の一割程度を各支部基金として交付する。尙ほ參考のため事業資金募集額各支部の概算割を示すと次の如くである

鳥取市	八、〇〇〇圓
米子市	八、〇〇〇
岩美郡	三、〇〇〇
八頭郡	六、五〇〇
氣高郡	三、八〇〇
東伯郡	一、五〇〇
西伯郡	九、〇〇〇
日野郡	三、五〇〇
計	五三、三〇〇

00758

船員職業能力申告令

義務者は十五日までに申告

(職業課)

(一) 申告義務者

左の何れかに該当する者で、七月一日現在船員法の適用を受ける船員として勤務して居ない者は所定の申告用紙に依り申告しなければならない。

(但し(二)に該当する場合は申告義務はない。)

- (1) 海技免狀受有者
- (2) 逓信大臣の指定した船員養成所(七修院)を終了して三年を経過しない者又は其の期間に船員法の適用を受ける船員として勤務した者で下船後三年を経過しない者
- (3) 船員法の適用を受ける船員として一年以上乗船し下船後三年を経過しない者

(二) 申告義務のない者

(一)の各號に該当する者でも七月一日現在に左の何れかに該当する者は申告の義務はない

(三) 申告書用紙交付場所

- (1) 退役軍人(歸休下士官兵を除く)
- (2) 戦時又は事變のとき軍に召集されて居る者
- (3) 服役第一年度の豫備兵で召集されて居る者
- (4) 兵籍に編入された陸海軍學生々徒
- (5) 陸海軍々屬
- (6) 國家總動員法第四條の規定に依り徵用されて居る者

(四) 申告期日

七月一日、七月十五日

但し左の何れかに該当する場合は内地に歸來した日から十五日以内申告すること

- (1) 勤務演習召集又は教育召集を受け内地以外の地に應召中の者
- (2) 外國旅行中の者
- (3) 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又は關東州に旅行中の者
- (4) 船員法第一條に規定する船員以外の者として船舶に乘組み航行中の者

00759

(五) 申告場所

居住地を管轄する海務局、同支局、同分室

(六) 變更申告

(1) 七月一日現在で申告をした後氏名、本籍、居住の場所、兵役關係又は現に従事する業務が變更したときは、三十日以内に居住地を管轄する海務局、同支局、同分室に變更の申告をしなければならぬ

(書式任意、但し新舊事項及變更を生じた年月日を記載し記名捺印すること)

(2) 七月一日現在で申告した後(二)の各號の一に該当する様になつた者、及び外國に居住の場所を移した者は其の旨遅滞なく前に申告した官廳に申告しなければならぬ

(書式任意、但し該當事項及該當するに至つた年月日を記載し記名捺印すること)

(七) 遞信大臣の指定した養成所

- (1) 社團法人日本海員救濟會横濱普通海員養成所
- (2) 同 大阪普通海員養成所
- (3) 同 若松普通海員養成所
- (4) 官立無線電信講習所

(八) 死亡報告

申告した者が死亡したときは、死亡の際に其の者と同居の戸主又は家族は遅滞なく其の旨を最寄の海務局、同支局、又は同分室へ報告しなければならぬ

防諜觀念に徹せよ

十三日よ 戰時國民防諜強化運動

(特 高 課)

長期戰移行に伴ふ敵國の各種秘密活動に對し國家防衛の萬全を期するためには、一般國民の防諜觀念を一層徹底せしめ以て防諜實踐の中心を圖ることが必要である。之がため求る十三日より十

00760

なほまでの一週間に亘り全國一齊に「戰時國民防諜強化運動」が實施せられることになつたので、本縣でも之が運動に呼應し、次の如き實施要目に基いて本運動を實施することとなつた。

◆ 戰時防諜強化運動實施要綱

- 一 防諜の根本が實に日本精神の堅持昂揚にあることを根基として指導すると共に、戰時下に於ける防諜強化運動であるの特色を現はし、特に思想諜略に對する注意警戒の喚起に努めること
 - 二 本運動の實施に當つては單なる啓發宣傳に終ることを避け、具体的實踐の指導に重點を置くこと
 - 三 啓發宣傳は主として既存の各種機關の利用に依り目的を達するやうにし、極力資材の節約に努めること
- 尙ほ本週間中官公衙に於ける自体防諜の強化を圖るため、一般官公吏の防諜上の注意を喚起し、併せて之が實踐事項を恪遵せしめる目的を以て官公衙の自体防諜監査を行ふこととなつた。其の要領を記すと次の如くである。

◆ 官公衙自体防諜監査要領

- 一 監査擔任者
- 各部課所室に於ける防諜主任者に擔當せしめる

二 監査方法

監査擔任者以外の者には極秘とし週間中隨時監査を行ふ併し執務に支障のないやう實施すること

三 監査事項

- 1 重要物件保管場所の設備に欠陥はないか。其の鎖錠等は完全か
- 2 重要機密書類は退廳の際鎖錠を施した所定の場所に保管してあるか
- 3 重要機密書類を机上其他の他人の目にかゝる場所に放置してはゐないか
- 4 重要機密書類を濫りに廳外に搬出し又は他人に貸與するやうなことはないか
- 5 謄寫及びタイプライター原紙、起(草)案文其他廢棄書類の措置に遺憾はないか
- 6 外來者に對し防諜上如何なる措置をなしつゝあるか
- 7 當直員、守衛、警備員等に防諜上如何なる注意を與へ之が勤務を如何に實施しつゝあるか
- 8 退廳後の書類其他の他の保管は適切に行はれてゐるか
- 9 重要な設備等に對する諜略防衛上の措置に遺憾はないか
- 10 其の他の防諜上必要な事項

00761

四 監査後の措置

監査中主要機密書類等の取扱不良其の他防諜上支障ある事項を
発見した時は監査擔任者は之を所屬長に報告し、同時に之が改
善策を講じて防諜上完全な措置を取る事

國土保全是喫緊の要務

一 縣青少年團植林運動

(社會教育課)

大東亞戰完遂のため總力を擧げて精進すべき秋、現下の森林事
情を見ると巨額の木材供出、木炭増産等資源の消耗著しく、植林
荒廢林地の復舊、治山治水、生産擴充の實を擧げ、以て長期に亘
る戰爭に堪えるには國土を保全することが喫緊の要務であつて、
而も之が經營は一日も忽せにすべからざる實情にある。

依つて縣青少年團では、關係各方面と協力して青少年團員の森
林造成、治山治水の事業に率先挺身參加し、森林資源の愛護思想
を涵養し、實踐活動を通じて國家奉仕を第一義とする正しき勞働
觀の養成と困苦欠乏に堪える氣力、体力を鍊成し以て青少年團の
使命達成に邁進することとなり、先づ市町村青少年團の勤勞奉仕

隊を結成して公有林、縣行造林、村造林、學校林等の「植林運動」
を展開することとなつた。

尙ほ本運動は昭和二十年度までの四ヶ年間に亘つて行はれるも
のであつて、今年度及び十八年度、十九年度、二十年度の實施
豫定を記すと次の如くである。

◆ 本年度實施豫定

一 造林(苗圃除草)

東伯郡由良一町八反五畝一七步、八頭郡散岐四反八畝四步(七
月一八月施行)計三町三反三畝二一步、動員數(女)四〇〇名

二 造林(植付、地拵、造林)縣行造林、學校林

八頭郡智頭一二町步、池田一〇町步、岩美郡宇倍野、蒲生、大
茅、八頭郡河原、上私郡、氣高郡鹿野、東郷、東伯郡三徳、竹
田、西伯郡賀野、日野郡福榮根兩各二町步、計四六町步(十一
月施行)動員數(男)一、三三〇名

三 下刈、枝打、間伐、村造林

日野郡石見一〇町步、神奈川二五町步、鳥取一〇町步(八月施
行)東伯郡上中山二〇町步、(十一月施行)西伯郡大崎一町步
縣三町六反步、日野郡大宮四町五反步、八頭郡山郷六町步(七
月施行)計八〇町一反步、動員數(男)一、五四一名
四 病害の驅除豫防

00762

五 林産物の搬出

東伯郡花見二町步(七月一十二月施行)旭一町步(七月施行)
西伯郡大山三町步(七月一十一月施行)計六町步、動員數(男)
五〇〇名

六 林道

七 海岸砂防及荒廢地復舊

岩美郡福部九陌(十月施行)鳥取市濱坂、氣高郡湖山各四陌(十
二月一翌年三月施行)氣高郡青谷一陌五(十二月施行)計一八
陌五、動員數(男女)三七〇名

◆ 十八年度、十九年度、二十年度實施豫定

一 造林(苗圃)
十八年度、十九年度、二十年度共東伯郡由良町一町八反五畝一
七步、八頭郡散岐六反、計二町四反五畝一七步、動員數五二〇名

二 造林(植付)公有造林、縣行造林、學校林

十八年度、十九年度共日野郡石見一〇町步、神奈川二五町步、
東伯郡上中山二〇町步、八頭郡智頭、池田各一〇町步
岩美郡蒲生外二六町步、計一〇一町步、動員數一八八五名

▲ 二十年度八頭郡智頭、池田各一〇町步、岩美郡蒲生外二六町
步、計四六町步、動員數一〇六〇名

三 下刈、枝打、間伐

十八年度、十九年度、二十年度共縣下一圓五町步、動員數二七〇名

四 病虫害の驅除豫防

五 林産物の搬出

六 村道

七 荒廢地復舊

十八年度東伯郡花見二町步、旭一町步、西伯郡大山二町步、計
五町步、動員數四五〇名▲ 十九年度花見一町步、大山二町步、
動員數三〇〇名▲ 二十年度大山二町步、動員數二〇〇名

八 海岸砂防造林

十八年度岩美郡福部六陌、鳥取市濱坂二陌五、氣高郡湖山二陌
計一〇陌五、動員數一八〇名▲ 十九年度、二十年度共福部五陌
濱坂二陌五、湖山二陌、計九陌五、動員數一八〇名

○ 七月八日發行「週報」寫真週報掲載内容

△ 寫真週報

- 雪と濃霧のアリニューシヤン攻略詳報
- 比島キャビテ軍港復興へ
- 更生車走るセレベス島マカツサル
- 滿洲の少年技術兵
- 世界戦局展望—樞軸軍大攻勢へ

○食糧増産特輯

- △戸田待從八ヶ嶽山麓へ増産視察
- △一石でも多く増産供出へ總出動の半島の婦人部隊
- △お手傳と日本精神体得に内地へ來た半島青年團
- △各地に湧き立つ増産報國
- △増産マンガ

△週報

- 生活必需品資動員計畫とは何か
- 海軍部隊支那方面の戦果 ○農工開拓民 ○歐洲戦局の新展開
- エジプトの危機
- 滿身創痍のイギリス ○今年度の大學入學試験
- 通風塔 ○昭和十七年上半年總目次

◎傳染病患死者旬報 (六月下旬) ○印ハ疫痢

年	月	計	日野郡	西伯郡	東伯郡	氣高郡	八頭郡	岩美郡	米子市	鳥取市	病類別		赤痢	腸チフス	バネチフス	痘瘡	癩疹	猩紅熱	チフス熱	チフス熱	流行性腦脊膜炎	腦膜炎	
											患者	死者											
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
三三	四七	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
六六	四五	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
五	一	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
一九	七	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
三三	二	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
一	一	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三

昭和十七年七月十日印刷
昭和十七年七月十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所